

桑名市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

令和5年9月29日

告示第213号

改正 令和6年6月27日告示第17号

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、桑名市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この告示において、補助金の交付の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 商用化され、導入実績があるものであること。

イ 中古設備ではないこと。

ウ リース設備ではないこと。

(2) 蓄電池 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 商用化され、導入実績があるものであること。

イ 前号の太陽光発電設備の附帯設備であること。

ウ 中古設備ではないこと。

エ リース設備ではないこと。

オ 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

キ 定置用であること。

ク 工事費を含む蓄電池の価格（消費税を含まない価格とする。）が1kWh当たり15.5万円以下であること。

ケ 別紙「蓄電池の仕様」を満たすものであること。

(補助対象事業等)

第3条 この告示において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で自ら所有し居住する住宅に自己が所有する補助対象設備を設置する事業であることとし、補助対象設備の購入費用及びその設置に係る費用とする。

2 前項の購入費用及び設置費用に係る契約は、この告示の施行日以後に締結されたものに限る。

(補助対象者)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 第7条に規定する交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結していない者又は交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結しているが、契約日が別に定める日以降であり、かつ、補助対象事業のための工事に着手していない者であること。

(2) 市税等（規則第5条第2項に規定する市税等をいう。）を滞納していない者であること。

(3) 補助対象設備について、国や県から他の補助等を受けて補助対象事業を実施しない者であること。

(4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに規定する接続供給（自己託送）を行わない者であること。

(6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項（専らFIT制度の認定を受けた者に対するものを除く。）を遵守できる者であること。

(7) 発電した電力量の30%以上を、補助対象設備を設置した住宅の敷地内で自ら消費する者である

こと。

- (8) 補助対象設備の設置によって得られる環境価値（温室効果ガスの排出の削減又は吸収という環境の保全に関する付加価値をいう。以下同じ。）のうち、需要家（電力の消費者をいう。以下同じ。）に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- (9) 補助対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、当該補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度実施要綱（平成25年4月17日付け経済産業省・環境省・農林水産省策定）に基づくJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- (10) 桑名市暴力団排除条例（平成23年桑名市条例第13号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (11) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 太陽光発電設備 発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい方の値でkW表示の小数点以下切り捨て）に1kW当たり7万円を乗じた額。ただし、70万円を限度とする。
- (2) 蓄電池 工事費を含む蓄電池の価格（消費税を含まない価格とし、蓄電池の容量が10kWhを超える場合は、10kWh相当分の価格とする。）の3分の1の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑名市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書及び契約書（契約していない場合は不要）の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 補助対象設備の仕様書
- (4) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (5) 誓約書
- (6) 発電電力の消費量計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、桑名市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、桑名市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下げしようとするときは、桑名市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の完了日の変更及び補助額に影響を与えない変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容等を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、桑名市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（状況報告等）

第9条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、補助対象事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 交付決定者は、補助対象設備の設置が完了したときは、速やかに桑名市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書（申請時に契約書の写しを提出している場合は不要）及び領収書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 発電設備の連系に関するお知らせ及び売（買）電契約書等の写し
- (4) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、桑名市太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は、前条の通知を受けた後、桑名市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第13条 前条の規定による補助金の交付を受けた者（以下「交付者」という。）は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等する」という。）ときは、あらかじめ桑名市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、桑名市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第10号）により、交付者に通知するものとする。

（補助金の再確定）

第14条 交付者は、第11条の規定による補助金額の確定通知を受けた後において、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した報告書を第10条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出を受けた場合は、第11条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、交付者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第15条 市長は、交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第16条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付者に対し、必要に応じて補助対象事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第17条 交付者は、補助金の申請、実績報告等に係る関係書類を、補助対象事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について市長が定める処分制限期間を経過しない場合においては、経過するまでの期間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年6月27日告示第217号)

この告示は、令和6年7月1日から施行する。